

伊丹市 空き家活用支援事業

空き家のリフォーム費用助成!!

申請期間(令和7年度)

4/15(火)～10/31(金)

(但し、先着順、予算金額に達し次第終了)

【注意】申請期間が変更となっております。

伊丹市では、一定の条件を満たす空き家を購入し、居住用として活用される世帯に対し改修工事費の一部を助成します!!

伊丹市マスコット
たみまる

若年世帯
子育て世帯
対象!!

○ 対象世帯

- ☐ 「市外から転入」または「市内の賃貸住宅または自己所有でない住宅から転居」して、市内の対象空き家等を購入し10年以上居住する世帯
 - ☐ 若年世帯または子育て世帯(※)に該当する世帯
- (※)若年世帯とは、夫婦(内縁を含む)の満年齢合計が80歳未満の世帯。子育て世帯とは、18歳以下の子を養育する世帯。
- ☐ 対象改修工事(100万円以上)の契約を予定しており、令和8年2月末迄に実績報告書を提出できる世帯 等

○ 対象空き家 ※下記すべての条件に該当することが必要です

- ☐ 一戸建ての空き家、共同住宅の空き住戸
- ☐ 築20年以上経過した住宅
- ☐ 空き家の期間が6か月以上であること
- ☐ 要綱に定める耐震基準を満たしていること(※)
- ☐ 台所、浴室、便所の水回り設備のいずれかが、設置から10年以上経過していること

(※)耐震基準を満たしていない場合でも、リフォーム工事に合わせて耐震改修する場合は可。

※耐震改修にも補助金があります※

耐震改修工事を行う場合は、別途、伊丹市住宅耐震化促進事業あり。一戸建て：最大100万円補助 建築指導課 ☎(072)784-8065

○ 対象経費

- ☐ 住宅として活用するための機能回復、または設備改善に必要な改修工事に要する経費

○ 補助額

一戸建て	共同住宅
工事費の 1/2 150万円まで	工事費の 1/2 100万円まで

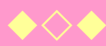
「同居・近居加算」あります

+20万円

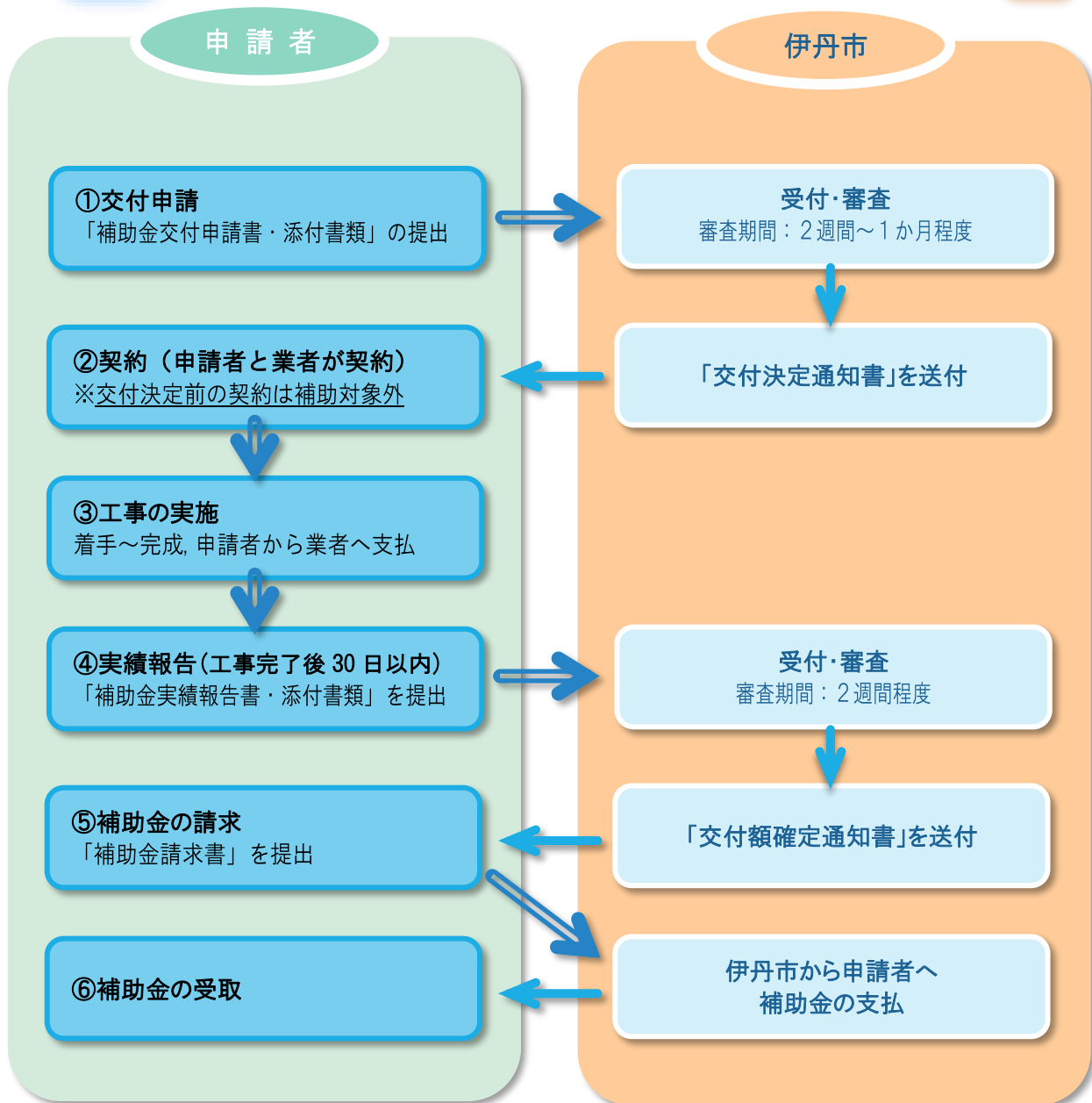
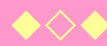
※一定条件に該当される転入世帯へ加算されます。伊丹市独自制度。

市外からの
転入世帯
対象





補助金交付申請から受取までの流れ



➡ 申請書類・補助の要綱について

伊丹市ホームページから伊丹市空き家活用支援事業に関する申請書類のダウンロード及び補助要綱の確認が可能です。

<http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/TOSHIKATSURYOKU/JYUTAKU/josei/32666.html>

伊丹市 空き家活用

検索



～お申込・お問合せ先～

〒664-8503

兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市住宅政策課
(市役所4階)

TEL:(072)784-8069